



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2007.02.13 No. 30-17 (再発行)

## 朝日新聞投稿

### “ 航空機事故 調査と捜査を切り離せ ”

2007年1月24日、朝日新聞朝刊の「私の視点」に、石山勉日乗連議長代行の「航空機事故 調査と捜査を切り離せ」と題する投稿が掲載されました。

時恰も日本航空 706 事故控訴審における無罪判決が確定した翌日とあって、社会的関心も盛り上がりを見せた中、最も望ましいタイミングでの意見表明となりました。

#### 国内外からの取り組みが世論を動かす

706 便裁判は、事故調査報告書を基に起訴が行われたという Annex13 に反する日本の現状の典型的な例であったため、日本の事故調査と刑事責任追及が密接に関与しあっている問題点を IFALPA を通して世界に訴えてきました。その結果、IFALPA 役員による法務省への3度にわたる要請や事故調要請、そして裁判傍聴など、世界の乗員の意思を日本にアピールすることが出来ました。

一方、日本のマスコミに対しても節目節目で詳細なブリーフィングを行い、問題点の認識を深めてきました。

そのような国の内外から行った取り組みにより、「調査と捜査の分離」を求める日乗連の主張は次第に世論に浸透してきています。

#### 取り組みはこれからが本番

2007年1月9日の706控訴審での完全無罪判決は、そうした地道な取り組みの大きな成果となりましたが、今年は907ニアミス裁判の控訴審も控えており、日本の事故調査と刑事責任追及のあり方を見直す取り組みはこれからが正念場と言えます。

航空関係者が日々安心して業務に専念でき、利用者により高い安全が提供できるように、日乗連を挙げて取り組んでいきましょう。





名古屋高裁は1月9日、日本航空706便の事故で業務上過失致死罪で起訴された機長に、無罪の判決を下した。事故は97年6月、香港発の日航機が名古屋空

### ◆航空機事故

## 調査と捜査を切り離せ

港に向かつて降下中、機体に激しい機首の上下動が発生し、乗客乗員13人が重軽傷を負い、客室乗務員1人が約1年8カ月後に死亡したというものである。

航空事故調査委員会が公表した事故調査報告書は、機首の上下動は機長の意図的な操縦操作（オーバーライト）によるものと推定し

た。名古屋地検はこの報告書を基に機長を起訴した。

名古屋地裁は04年7月、意図的なオーバーライド操作は認める一方で、そうした操作が負傷者の発生につながることは予見できなかったとして、機長に無罪の判決を言い渡した。名古屋地検は判決を不服として控

された機長の冤罪を晴らすものになった。

裁判には、国際定期航空操縦士協会連合会（IFALPA）の代表が傍聴するなど、国際的に強い関心が寄せられた。このうち、裁判が事故調査報告書を証拠として機長の刑事責任を追及したこ

を制限するものだ。日本政府も順守を表明している。

しかし、日本では、事故が起きた場合、警察の捜査が優先され、事故調査報告書は鑑定書として証拠資料になる。つまり、日本の法体系では事故調査が刑事捜査に直結し、国際民間航空条約・第13付属書を順守す

とから、航空機の事故調査に関する「国際民間航空条約・第13付属書」の目的と精神に反していたからだ。

同付属書は、事故調査の唯一の目的は「将来の事故防止」であり、「罪や責任を科すことが目的ではない」と明記している。事故調査で得られた情報を再発防止以外の目的に使うこと

るようには整備されていないのだ。

事故調査報告書は「事実情報」「解析」「結論」「勧告」の四つの部分から構成されるが、米、国、ニュージーランド、オーストラリアでは「解析」「結論」「勧告」の部分は、本来の目的以外の使用ができないように立法化している。責

任追及より真相解明に力を入れることが、結果的に国民の福祉につながるの考え方が定着しているのだ。

IFALPAの役員と私たちは昨年10月9日、事故調査報告書その目的以外に使用できないように、事故調査委員会設置法の改定を法務省に要請した。乗員の免責を求めているのではない。法務省も、事故調査と刑事捜査の関係には検討課題があると認識しているようだった。

事故調査機関の独立と調査能力の向上は不可欠だ。だが、「安全な社会」の実現には、事故調査報告書を基に個人の刑事責任追及を重視する現行の法体系は適切ではない。事故の再発防止に重点を置き、事故調査を主体にした法体系への変更を急ぐべきである。